

北海道支部役員選挙規定

第1条 本規定は、一般社団法人日本音楽療法学会 北海道支部会則第8条第2項にもとづき支部役員選挙のあり方について規定する。

(選挙管理委員会)

第2条 評議員会は、選挙予定日の6ヶ月前までに選挙管理委員3名を選出し、選挙管理委員会を発足させなければならない。

2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名を互選により選出する。
3. 選挙管理委員会は本規定に基づき評議員選挙を実施し、その結果を評議員会および総会に報告する。
4. 選挙管理委員会の任期は、依嘱された日から選挙が終了した日までとする。
5. 支部事務局は、選挙管理委員会の事務を統括する。

(定数)

第3条 評議員の選挙は以下の手順でおこなわれる。

1. 選挙は選挙管理委員会により作成される被選挙人名簿にもとづいておこなわれる。
2. 評議員の数は支部会員数の1割以内とする。(支部会則第6条4項)

(選挙権)

第4条 評議員の選挙に投票できる者は、前年度までの会費を納入している本学会正会員で北海道に在住もしくは在職する者とする。

(被選挙権)

第5条 評議員として選挙される者は、本学会会員歴が3年以上経過し、前年度までの会費を納入しており、北海道に在住もしくは在職していることを必要とする。

2. 被選挙権を放棄する者は、投票締め切りの3ヶ月前までに書面で選挙管理委員会に申し出るものとする。

(選挙方法)

第6条 評議員選挙は無記名連記投票により行う。

2. 連記する人数は6名の連記投票とする。
3. 投票用紙に、定められた連記人数に満たない人数しか記載されていない投票用紙も記載されているものについては有効とする。
4. 以下に該当する投票は無効として取り扱う。
 - ①投票の締切日までに投票されていないもの
 - ②選挙規定第4条に定める選挙資格を有していない者によるもの
 - ③投票の方法に従っていないもの

(選挙結果の通知)

第7条 当選人が決定したとき、選挙管理委員会は直ちに当選人に当選の旨を通知する。

2. 当選者は定められた期日までに、所定の就任承諾書に自署押印の上、事務局に提出する。当該書面の提出がない場合には、当選者であることを辞退したものとみなす。

(選挙結果の報告)

第8条 選挙結果については、以下の事項を支部ホームページによって正会員へ報告する。

- ①有権者数
- ②投票数及び有効投票数
- ③無効投票数及びその概要
- ④当選者の氏名

第9条 本規則の改変は、評議員会の議決ならびに総会での承認を必要とする。

付則

1. この規定は2003年6月1日より施行する。
2. 初回に行われる日本音楽療法学会北海道支部役員選挙における被選挙権は、本規定の第5条によらず、本学会発足時に登録されていた正会員がこれを有するものとする。

2003年5月31日 支部総会承認

2023年6月5日一部改正 支部総会承認